

薬生監麻発 0513 第 1 号
令和 2 年 5 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

令和 2 年厚生労働省告示第 210 号により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和 38 年厚生省告示第 279 号。以下「検定告示」という。)を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長及び一般社団法人日本血液製剤協会理事長宛てに当該通知の写しを送付したことを申し添えます。

記

1 改正要旨

生物学的製剤基準（平成 16 年厚生労働省告示第 155 号）が改正されたことに伴い、当該基準内容の一部を引用する検定告示についても、検定を受けるべき医薬品、検定を受けるべき医薬品の手数料、検定基準及び試験品の数量の一部を改正した。

また、現在の科学的水準等を踏まえ、検定告示について、所要の改正を行った。



2 適用時期

令和2年5月13日

3 標準的事務処理期間

検定に係る標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日薬発第960号厚生省薬務局長通知）の記の第一の2（1）に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。）について、以下のとおり変更する。

(1) 検定基準の変更に伴い、標準的事務処理期間を短縮するもの

検定品目	改正前	改正後
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン（中間段階）	120日	80日
乾燥弱毒生麻疹ワクチン（中間段階）	120日	60日

(2) 生物学的製剤基準の改正に伴い、検定品目の名称を変更するもの

変更前	変更後
乾燥ガスエソウマ抗毒素（乾燥ガスエソ抗毒素）	乾燥ガスエソウマ抗毒素
乾燥ジフテリアウマ抗毒素（乾燥ジフテリア抗毒素）	乾燥ジフテリアウマ抗毒素
乾燥はぶウマ抗毒素（乾燥はぶ抗毒素）	乾燥はぶウマ抗毒素
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（乾燥ボツリヌス抗毒素）	乾燥ボツリヌスウマ抗毒素
乾燥まむしウマ抗毒素（乾燥まむし抗毒素）	乾燥まむしウマ抗毒素

(3) 検定告示からの削除に伴い、標準的事務処理期間を削除するもの

1. ガスエソウマ抗毒素（ガスエソ抗毒素）
2. コレラワクチン
3. ジフテリア破傷風混合トキソイド
4. 日本脳炎ワクチン
5. 乾燥日本脳炎ワクチン
6. 沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）
7. 百日せきワクチン
8. 百日せきジフテリア混合ワクチン（中間段階）

9. 百日せきジフテリア混合ワクチン（最終段階）
10. 百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液
11. 百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液
12. 百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）
13. 沈降ヘモフィルスb型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）
14. 経口生ポリオワクチン（中間段階）
15. 経口生ポリオワクチン（最終段階）
16. 乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン（中間段階）
17. 乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン（最終段階）
18. ワイル病秋やみ混合ワクチン
19. アルキル化人免疫グロブリン
20. 乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン
21. 乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
22. 乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

なお、令和2年5月13日現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

(別紙) 医薬品の検定に係る標準的事務処理期間

検定品目		標準的事務処理期間 (日)	
インフルエンザワクチン		60	
インフルエンザHAワクチン		80	
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)		パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)		35	
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン (H5N1株)		パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)		35	
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン		100	
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン		中間段階	80
		最終段階	60
乾燥ガスエソウマ抗毒素		70	
不活化狂犬病ワクチン		70	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン		80	
乾燥ジフテリアウマ抗毒素		70	
ジフテリアトキソイド		70	
沈降ジフテリアトキソイド		70	
成人用沈降ジフテリアトキソイド		70	
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド		70	
水痘抗原		40	
乾燥弱毒生水痘ワクチン		60	
4価髄膜炎菌ワクチン (ジフテリアトキソイド結合体)		60	

検定品目		標準的事務処理期間 (日)
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン (チャイニーズハムスター卵巣細胞由来)		90
腸チフスパラチフス混合ワクチン		60
精製ツベルクリン (一般診断用)		80
痘そうワクチン (痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥痘そうワクチン (乾燥痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
組織培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		80
肺炎球菌ワクチン		60
沈降 10 価肺炎球菌結合型ワクチン (無莢膜型インフルエンザ菌プロテイン D、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体)		60
沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)		60
破傷風トキソイド		70
沈降破傷風トキソイド		70
乾燥はぶウマ抗毒素		70
沈降 B 型肝炎ワクチン		80
沈降 B 型肝炎ワクチン (h u G K - 1 4 細胞由来)		80
組換え沈降 B 型肝炎ワクチン (酵母由来)		80
組換え沈降 B 型肝炎ワクチン (チャイニーズハムスター卵巣細胞由来)		80
組換え沈降 p r e - S 2 抗原・HBs 抗原含有 B 型肝炎ワクチン (酵母由来)		80
乾燥 B C G 膀胱内用 (コンノート株)		80
乾燥 B C G 膀胱内用 (日本株)		80
乾燥 B C G ワクチン		80
組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (イラクサギンウワバ細胞由来)		80
組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)		80
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン		70

検定品目		標準的事務処理期間 (日)
沈降精製百日せきワクチン		100
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液 (中間段階)		40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液 (中間段階)		60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (最終段階)		130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (セービン株) 混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液 (中間段階)		40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (セービン株) 混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液 (中間段階)		60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (セービン株) 混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液 (中間段階)		110
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (セービン株) 混合ワクチン (最終段階)		130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (ソークワクチン) 混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液 (中間段階)		40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (ソークワクチン) 混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液 (中間段階)		60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (ソークワクチン) 混合ワクチン (最終段階)		130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン (破傷風トキソイド結合体)		60
発しんチフスワクチン		70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素		70
不活化ポリオワクチン (ソークワクチン)		70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素		70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン		70

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
加熱人血漿たん白	50
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	50
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	60
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	50
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子	60
人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH4処理酸性人免疫グロブリン	60
pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)	60
乾燥pH4処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
抗D(Rho)人免疫グロブリン	50
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再抜取り、再試験に要する期間を含まない。

○厚生労働省告示第二百十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十三條第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八條及び第六十條第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十九條第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三條第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号。以下「検定告示」という。）の一部を次の表のように改正する。ただし、令和三年五月一日までに製造され、又は輸入されるものであって、同日までにこの告示による改正前の検定告示による検定を受ける旨の中出のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例によることができる。

令和二年五月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

検査		検査	
検査を受けるべき医薬品	手数料	検査品	検査品
1 検査を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 (略) 生物学的製剤	1 検査を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 (略)	1 検査を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 (略)	1 検査を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 (略)
検査を受けるべき医薬品 (略)	検査品	検査品	検査品
インフルエンザ HAワクチン	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>641,300円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>539,200円</u> 2 卵中和試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>801,600円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>699,500円</u>	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>641,300円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>801,600円</u> 2 卵中和試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>539,200円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>699,500円</u>	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>641,300円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>801,600円</u> 2 卵中和試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>539,200円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>699,500円</u>
検査を受けるべき医薬品 (略)	検査品	検査品	検査品
インフルエンザ HAワクチン	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>641,300円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>539,200円</u> 2 卵中和試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>801,600円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>699,500円</u>	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>641,300円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>801,600円</u> 2 卵中和試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>539,200円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>699,500円</u>	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>641,300円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>801,600円</u> 2 卵中和試験法を用いるとき。 (1) 異常毒性否定試験を行うものとき <u>539,200円</u> (2) 異常毒性否定試験を行わないものとき <u>699,500円</u>

沈降イ ンフル エンザ ワクチ ン(H 5N1 株)	(略)	
	中間段階	(略)
	301,600円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものに つき 1 容器2 mL入りのもの2本及び1 容器20mL入りのもの1本
最終段階	1 一元放射免疫拡散試験法 を用いるとき。 563,400円 2 HA含量試験法を用いる とき。 395,800円	1 一元放射免疫拡散試験法を用いる ときに試験品として原液を使用する とき。 小分製品につき (1) 内容量が1 mLであるとき。 28本

沈降イ ンフル エンザ ワクチ ン(H 5N1 株)	(略)	
	中間段階	(略)
	603,400円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものに つき 1 容器2 mL入りのもの2本、1容 器5 mL入りのもの2本及び1容器20 mL入りのもの1本
	482,500円	2 HA含量試験法を用いる とき。 261,600円
最終段階	1 小分製品につき 内容量が1 mLであるとき。 28本 2 内容量が10mLであるとき。 8本	

2 一元放射免疫拡散試験法を用いると
きに試験品として原液を使用しない
とき又は卵中和試験法を用いると
き。

(1) 異常毒性否定試験を行うもので
あるとき

小分製品につき
ア 内容量が0.25mLであると
き。

イ 234本
内容量が0.5mLであるとき。

ウ 126本
内容量が1 mLであるとき。

エ 64本
内容量が10mLであるとき。
6本

(2) 異常毒性否定試験を行わないも
のであるとき

小分製品につき
ア 内容量が0.25mLであると
き。

イ 184本
内容量が0.5mLであるとき。

ウ 102本
内容量が1 mLであるとき。

エ 52本
内容量が10mLであるとき。
4本

(略)	乾燥弱 毒生お たふく かぜワ クチン	中間段階	(略)	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものに つき 140mL	(略)	乾燥弱 毒生お たふく かぜワ クチン	(略)	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものに つき 160mL
		最終段階	(略)	2,685,800円	(略)	乾燥弱 毒生お たふく かぜワ クチン	(略)	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものに つき 160mL
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	ガスエッセイマ 抗毒素	ガスエッセイマ 抗毒素	1 内容量が10mLであるとき。 5本 2 内容量が20mLであるとき。 3本
(略)	乾燥ガスエッセイマ 抗毒素	(略)	(略)	(略)	(略)	乾燥ガスエッセイマ 抗毒素 (乾燥ガス エッセイマ)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	乾燥弱 毒生お たふく かぜワ クチン	中間段階	(略)	1 神経毒力試験を行うもの であるとき。 18,048,700円 2 神経毒力試験を行わない ものであるとき。 2,685,800円	(略)	1 内容量が10mLであるとき。 5本 2 内容量が20mLであるとき。 3本		
		最終段階	(略)	2,685,800円	(略)	1 内容量が10mLであるとき。 5本 2 内容量が20mLであるとき。 3本		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	ガスエッセイマ 抗毒素	ガスエッセイマ 抗毒素	1 内容量が10mLであるとき。 5本 2 内容量が20mLであるとき。 3本
(略)	乾燥ガスエッセイマ 抗毒素	(略)	(略)	(略)	(略)	乾燥ガスエッセイマ 抗毒素 (乾燥ガス エッセイマ)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 内容量が10mLであるとき。
8本
原液につき
1 容器5mL入りのもの2本
2 一元放射免疫拡散試験法を用いる
ときに試験品として原液を使用しな
いとき。
小分製品につき
(1) 内容量が1mLであるとき。
33本
(2) 内容量が10mLであるとき。
9本
3 HA含量試験法を用いるとき。
小分製品につき
(1) 内容量が1mLであるとき。
28本
(2) 内容量が10mLであるとき。
8本
ウイルス精製液につき
1 容器0.5mL入りのもの1本

(削る)	(削る)	(削る)		コレラワクチン	270,300円	1 内容量が5 mLであるとき。 8本 2 内容量が10 mLであるとき。 6本 3 内容量が20 mLであるとき。 4本
乾燥ジフテリアウマ抗毒素	(削る)	(削る)		乾燥ジフテリアウマ抗毒素(乾燥ジフテリア抗毒素)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	(削る)	(削る)
成人用沈降ジフテリアトキソイド	1 モルモットを使用するとき。 1,300,700円 2 マウスを使用するとき。 713,400円	1 内容量が0.5 mLであるとき。 40本 2 内容量が3 mLであるとき。 14本 3 内容量が5 mLであるとき。 10本 4 内容量が10 mLであるとき。 6本 5 内容量が20 mLであるとき。 5本		成人用沈降ジフテリアトキソイド	1,328,000円 740,600円	1 内容量が0.5 mLであるとき。 44本 2 内容量が3 mLであるとき。 15本 3 内容量が5 mLであるとき。 11本 4 内容量が10 mLであるとき。 7本 5 内容量が20 mLであるとき。 6本
(削る)	(削る)	(削る)		ジフテリア破傷風混合トキソイド	2,799,700円 1,316,900円	1 内容量が0.5 mLであるとき。 124本 2 内容量が1 mLであるとき。 65本 3 内容量が3 mLであるとき。 29本 4 内容量が5 mLであるとき。 23本 5 内容量が10 mLであるとき。 17本 6 内容量が20 mLであるとき。 14本
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	1 モルモットを使用するとき。 2,772,500円 2 マウスを使用するとき。 1,289,700円	1 内容量が0.1 mLであるとき。 616本 2 内容量が0.5 mLであるとき。 122本 3 内容量が1 mLであるとき。 64本		沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	2,799,700円 1,316,900円	1 内容量が0.1 mLであるとき。 636本 2 内容量が0.5 mLであるとき。 124本 3 内容量が1 mLであるとき。 65本

	(略)	精製ツベルクリン (一般診断用)	(略) (割る)	(割る)
4 内容量が 3 mL であるとき。 <u>28本</u> 5 内容量が 5 mL であるとき。 <u>22本</u> 6 内容量が 10 mL であるとき。 <u>16本</u> 7 内容量が 20 mL であるとき。 <u>13本</u>	(略)	1 (略) 2 内容量が液状製剤として 2 mL に相当する量 (標準精製ツベルクリン 1 µg 相当量を含む。) であるとき。 <u>50本</u>	(略)	

	(略)	精製ツベルクリン (一般診断用)	(略) 日本脳炎ワクチン	乾燥日本脳炎ワクチン
4 内容量が 3 mL であるとき。 <u>29本</u> 5 内容量が 5 mL であるとき。 <u>23本</u> 6 内容量が 10 mL であるとき。 <u>17本</u> 7 内容量が 20 mL であるとき。 <u>14本</u>	(略)	1 (略) 2 内容量が液状製剤として 2 mL に相当する量 (標準精製ツベルクリン 1 µg 相当量を含む。)、5 mL に相当する量 (標準精製ツベルクリン 2.5 µg 相当量を含む。) 又は 10 mL に相当する量 (標準精製ツベルクリン 5 µg 相当量を含む。) であるとき。 <u>50本</u>	(略) 1 内容量が 0.5 mL であるとき。 <u>88本</u> 2 内容量が 1 mL であるとき。 <u>45本</u> 3 内容量が 2 mL であるとき。 <u>25本</u> 4 内容量が 5 mL であるとき。 <u>11本</u> 5 内容量が 10 mL であるとき。 <u>8本</u>	910,200円 1 内容量が液状製剤として 0.5 mL に相当する量であるとき。 <u>98本</u> 2 内容量が液状製剤として 1 mL に相当する量であるとき。 <u>50本</u> 3 内容量が液状製剤として 2 mL に相当する量であるとき。 <u>28本</u> 4 内容量が液状製剤として 2.5 mL に相当する量であるとき。 <u>24本</u>

乾燥細胞培養日本 肺炎ワクチン	<p>1 異常毒性否定試験を行う ものであるとき。 801,500円</p> <p>2 異常毒性否定試験を行わ ないものであるとき。 699,400円</p>	<p>1 異常毒性否定試験を行うものであ るとき。 内容量が液状製剤として0.5mLに 相当する量であるとき。 76本</p> <p>2 異常毒性否定試験を行わないもの であるとき 内容量が液状製剤として0.5mLに 相当する量であるとき。 52本</p>	乾燥細胞培養日本 肺炎ワクチン	801,500円	<p>5 内容量が液状製剤として5 mLに 相当する量であるとき。 12本</p> <p>6 内容量が液状製剤として10mLに 相当する量であるとき。 9本</p>
肺炎球菌ワクチン	<p>1 異常毒性否定試験を行う ものであるとき。 635,300円</p> <p>2 異常毒性否定試験を行わ ないものであるとき。 159,600円</p>	<p>1 異常毒性否定試験を行うものであ るとき 内容量が0.5mLであるとき。 55本</p> <p>2 異常毒性否定試験を行わないもの であるとき 内容量が0.5mLであるとき。 5本</p>	肺炎球菌ワクチン	635,300円	内容量が0.5mLであるとき。 55本
(削る)	(削る)	(削る)	沈降7価肺炎球菌 結合型ワクチン (無毒性変異ジフ テリア毒素結合 体)	511,900円	内容量が0.5mLであるとき。 30本
(略)	(略)	(略)	沈降破傷風トキシ イド	1 モルモットを使用すると き。 1,595,700円	(略)
沈降破傷風トキシ イド	<p>1 モルモットを使用すると き。 1,598,500円</p> <p>2 マウスを使用するとき。 673,000円</p>	<p>1 内容量が0.5mLであるとき。 112本</p> <p>2 内容量が1 mLであるとき。 59本</p> <p>3 内容量が3 mLであるとき。 25本</p>	1 内容量が0.5mLであるとき。 119本	2 内容量が1 mLであるとき。 63本	3 内容量が3 mLであるとき。 27本

4	内容量が 5 mL であるとき。 18本	(略)	乾燥はぶウマ抗毒素	(略)
5	内容量が 10 mL であるとき。 13本	(略)		(略)
6	内容量が 20 mL であるとき。 10本	(略)		(略)
		(略)	乾燥 BCG ワクチン	(略)
		(略)		(略)
		(略)	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	(略)
		(略)		(略)
		(略)	百日せきワクチン	(略)
		(略)		(略)
		(略)	百日せきジフテリア混合ワクチン	(略)
		(略)		(略)
		(略)	モルモットを使用するとき。	(略)
		(略)	マウスを使用するとき。	(略)

4	内容量が 5 mL であるとき。 19本	(略)	乾燥はぶウマ抗毒素 (乾燥はぶ抗毒素)	(略)
5	内容量が 10 mL であるとき。 14本	(略)		(略)
6	内容量が 20 mL であるとき。 11本	(略)		(略)
		(略)	乾燥 BCG ワクチン	(略)
		(略)		(略)
		(略)	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	(略)
		(略)	百日せきワクチン	(略)
		(略)		(略)
		(略)	百日せきジフテリア混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液につき	(略)
		(略)	モルモットを使用するとき。	(略)
		(略)	マウスを使用するとき。	(略)

<p>3 内容量が5 mLであるとき。 26本</p> <p>4 内容量が10mLであるとき。 17本</p> <p>5 内容量が20mLであるとき。 12本</p>	<p>小分製品と同濃度に希釈したジフテ リアトキソイド原液につき 内容量が20mLのもの 2本</p>	<p>小分製品と同濃度に希釈した破傷風 トキソイド原液につき 内容量が40mLのもの 2本</p>	<p>小分製品につき 1 内容量が1 mLであるとき。 144本</p> <p>2 内容量が3 mLであるとき。 56本</p> <p>3 内容量が5 mLであるとき。 38本</p> <p>4 内容量が10mLであるとき。 25本</p> <p>5 内容量が20mLであるとき。 18本</p>	<p>(略)</p>	<p>小分製品につき 1 内容量が0.5mLであるとき。 121本</p> <p>2 内容量が1 mLであるとき。 70本</p> <p>3 内容量が5 mLであるとき。 27本</p> <p>4 内容量が10mLであるとき。 20本</p>
<p>百日せ きジフ テリア 破傷風 混合ワ クチン</p>	<p>百日せきジフテリア破傷風 混合ワクチンに使用するジフ テリアトキソイド原液につき 207,300円</p>	<p>百日せきジフテリア破傷風 混合ワクチンに使用する破傷 風トキソイド原液につき 188,100円</p>	<p>1 モルモットを使用すると き。 3,854,500円</p> <p>2 マウスを使用するととき。 2,371,800円</p>	<p>(略)</p> <p>1 モルモットを使用すると き。 3,926,400円</p> <p>2 マウスを使用するととき。 2,443,600円</p>	<p>沈降精 製百日 せきジ フテリ ア破傷 風混合 ワクチ ン</p>

<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>沈降精 製百日 せきジ フテリ ア破傷 風混合 ワクチ ン</p>

沈降精 製百日 せきジ フテリ ア破傷 風不活 化ポリ オ(セ ーピン 株)混 合ワク チン	中間段階 最終段階	(略) 5,518,400円	(略) 内容量が0.5mLであるとき。 172本
沈降精 製百日 せきジ フテリ ア破傷 風不活 化ポリ オ(ソ ークワ クチン)混合 ワクチ ン	中間段階 最終段階	(略) 3,829,200円	(略) 内容量が0.5mLであるとき。 140本
乾燥弱 毒生風 しんワ クチン	中間段階	4,336,200円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものに付き 140mL
乾燥ヘモフィルス b型ワクチン(破 傷風トキソイド結 合体)	最終段階	(略) 1 異常毒性否定試験を行うもの であるとき。 405,200円 2 異常毒性否定試験を行わ ないものであるとき。 303,100円	(略) 1 異常毒性否定試験を行うものであ るとき 小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに 相当する量であるとき。 46本 2 異常毒性否定試験を行わないもの であるとき 小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに 相当する量であるとき。 24本

沈降精 製百日 せきジ フテリ ア破傷 風不活 化ポリ オ(セ ーピン 株)混 合ワク チン	中間段階 最終段階	(略) 5,545,600円	(略) 内容量が0.5mLであるとき。 176本
沈降精 製百日 せきジ フテリ ア破傷 風不活 化ポリ オ(ソ ークワ クチン)混合 ワクチ ン	中間段階 最終段階	(略) 3,856,400円	(略) 内容量が0.5mLであるとき。 144本
乾燥弱 毒生風 しんワ クチン	中間段階	1 神経毒性試験を行うもの であるとき。 19,639,800円 2 神経毒性試験を行わな いものであるとき。 4,336,200円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものに付き 160mL
乾燥ヘモフィルス b型ワクチン(破 傷風トキソイド結 合体)	最終段階	(略) 405,200円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相 当する量であるとき。 46本

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥ポツリヌスウマ抗毒素	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	1,356,900円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものににつき 140mL
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん涯合ワクチン	中間段階		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

沈降ヘモフィルスb型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	528,400円	内容量が0.5mLであるとき。 51本
(略)	(略)	(略)
乾燥ポツリヌスウマ抗毒素(乾燥ポツリヌス抗毒素)	(略)	(略)
経口生ポリオワクチン	各型の単価バルクウイルス浮遊液につき 54,380,900円	1. 過前の各型の単価バルクウイルス浮遊液につき 350mL 2. 過後の各型の単価バルクウイルス浮遊液につき 41mLに1mLあたり10 ⁶ TCID ₅₀ のウイルス濃度のもの121mLに相当する量を加えた量
最終段階	7,847,000円	小分製品につき 1. 内容量が1mLであるとき。 20本 2. 内容量が2.5mLであるとき。 10本
(略)	(略)	(略)
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	1. 神経毒力試験を行うものであるとき。 23,556,300円 2. 神経毒力試験を行わないものであるとき。 1,356,900円
(略)	(略)	(略)
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜワクチンの各中間段階の各中間段階の試験品を標準用する。	最終段階	乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの各中間段階の試験品を標準用する。
最終段階	2,847,200円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 110本

(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥まむしウマ抗毒素	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥人フィブリノゲン	135,100円	内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 2本	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥まむしウマ抗毒素 (乾燥まむし抗毒素)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
ワイル病秋やみ淫合ワクチン	852,800円	1 内容量が1 mLであるとき。 89本 2 内容量が5 mLであるとき。 22本 3 内容量が10mLであるとき。 13本 4 内容量が20mLであるとき。 9本	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥人フィブリノゲン	174,800円	内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 3本	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
アルキル化人免疫グロブリン	477,600円	1 内容量が10mLであるとき。 7本 2 内容量が50mLであるとき。 3本	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
乾燥プラスミン処 理人免疫グロブリン	534,200円	1 内容量が液状製剤として5 mLに相当する量であるとき。 6本 2 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 4本 3 内容量が液状製剤として20mL又は50mLに相当する量であるとき。 3本	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

- 2 検定基準
生物学的製剤
(略)
- 沈降インフルエンザワクチン (H5N1株) (中間段階)
生物学的製剤基準の沈降インフルエンザワクチン (H5N1株) の条の3.2.2.3及び3.2.5に規定する試験法によるものとする。
- 沈降インフルエンザワクチン (H5N1株) (最終段階)
生物学的製剤基準の沈降インフルエンザワクチン (H5N1株) の条の3.3.1、3.3.2、3.3.6及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。
- (略)
- 乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン (中間段階)
生物学的製剤基準の乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンの条の3.5.4及び3.5.5に規定する試験法によるものとする。
- 乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンの条の3.7.1及び3.7.3に規定する試験法によるものとする。
- (削る)

乾燥ポリエチレン グリコール処理抗 HBs人免疫グロ ブリン	668,000円	1 内容量が液状製剤として1 mLに相当する量であるとき。 22本 2 内容量が液状製剤として5 mLに相当する量であるとき。 6本 3 内容量が液状製剤として10 mLに相当する量であるとき。 4本 4 内容量が液状製剤として20 mL又は50 mLに相当する量であるとき。 3本
(略)	(略)	(略)
乾燥ポリエチレン グリコール処理抗 破傷風人免疫グロ ブリン	518,500円	1 内容量が液状製剤として3.5 mLに相当する量であるとき。 9本 2 内容量が液状製剤として20 mLに相当する量であるとき。 4本
(略)	(略)	(略)

- 2 検定基準
生物学的製剤
(略)
- 沈降インフルエンザワクチン (H5N1株) (中間段階)
生物学的製剤基準の沈降インフルエンザワクチン (H5N1株) の条の3.2.2、3.2.3及び3.2.5に規定する試験法によるものとする。
- 沈降インフルエンザワクチン (H5N1株) (最終段階)
生物学的製剤基準の沈降インフルエンザワクチン (H5N1株) の条の3.3.1、3.3.2及び3.3.6に規定する試験法によるものとする。
- (略)
- 乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン (中間段階)
生物学的製剤基準の乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンの条の3.3 (3.3.1、3.3.2及び3.3.3を除く。)に規定する試験法によるものとする。
- 乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンの条の3.5.1及び3.5.3に規定する試験法によるものとする。
- ガスエソウマ抗毒素 (ガスエソ抗毒素)
生物学的製剤基準のガスエソ抗毒素 (ガスエソ抗毒素) の条の3.2.2、3.2.5及び3.2.6に規定する試験法によるものとする。

乾燥ガスエソウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥ガスエソウマ抗毒素の条の3.2.1、3.2.3、3.2.5及び3.2.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

(削る)

乾燥ジフテリアウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥ジフテリアウマ抗毒素の条の3.2.1、3.2.3、3.2.5及び3.2.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

成人用沈降ジフテリアトキソイド

生物学的製剤基準の沈降ジフテリアトキソイドの条の3.2.6、3.2.7及び3.2.8に規定する試験法によるものとする。

(削る)

沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド

生物学的製剤基準の沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドの条の3.2.6、3.2.7及び3.2.8に規定する試験法によるものとする。

(略)

(削る)

(削る)

(略)

(削る)

(略)

沈降破傷風トキソイド

生物学的製剤基準の沈降破傷風トキソイドの条の3.2.6、3.2.7及び3.2.8に規定する試験法によるものとする。

乾燥はぶウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥はぶウマ抗毒素の条の3.2.1、3.2.3、3.2.5及び3.2.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

乾燥ガスエソウマ抗毒素 (乾燥ガスエソ抗毒素)

生物学的製剤基準の乾燥ガスエソウマ抗毒素 (乾燥ガスエソ抗毒素) の条の3.2.1、3.2.3、3.2.5及び3.2.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

コレラワクチン

生物学的製剤基準のコレラワクチンの条の3.2.2、3.2.4、3.2.6及び3.2.7に規定する試験法によるものとする。

乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素)

生物学的製剤基準の乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素) の条の3.2.1、3.2.3、3.2.5及び3.2.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

成人用沈降ジフテリアトキソイド

生物学的製剤基準の沈降ジフテリアトキソイドの条の3.2.4、3.2.6、3.2.7及び3.2.8に規定する試験法によるものとする。

ジフテリア破傷風混合トキソイド

生物学的製剤基準のジフテリア破傷風混合トキソイドの条の3.2.3、3.2.5、3.2.6及び3.2.7に規定する試験法によるものとする。

沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド

生物学的製剤基準の沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドの条の3.2.4、3.2.6、3.2.7及び3.2.8に規定する試験法によるものとする。

(略)

日本脳炎ワクチン

生物学的製剤基準の日本脳炎ワクチンの条の3.3 (3.3.1、3.3.3、3.3.5及び3.3.9を除く。)に規定する試験法によるものとする。

乾燥日本脳炎ワクチン

生物学的製剤基準の乾燥日本脳炎ワクチンの条の3.3 (3.3.2、3.3.4、3.3.6及び3.3.10を除く。)に規定する試験法によるものとする。

(略)

沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)

生物学的製剤基準の沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体) の条の3.4.4及び3.4.5に規定する試験法によるものとする。

(略)

沈降破傷風トキソイド

生物学的製剤基準の沈降破傷風混合トキソイドの条の3.2.4、3.2.6、3.2.7及び3.2.8に規定する試験法によるものとする。

乾燥はぶウマ抗毒素 (乾燥はぶ抗毒素)

生物学的製剤基準の乾燥はぶウマ抗毒素 (乾燥はぶ抗毒素) の条の3.2.1、3.2.3、3.2.5及び3.2.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

(削る)

百日せきワクチン
生物学的製剤基準の百日せきワクチンの条の3.3.3.1.3.3.3.3.3.6及び3.3.11を除く。)に規定する試験法によるものとする。

(略)

(削る)

百日せきジフテリア混合ワクチン (中間段階)
生物学的製剤基準のジフテリアトキソイドの条の3.1.3 (3.1.3.1を除く。)に規定する試験法によるものとする。ただし、試料は、最終バルクと同濃度となるようにして37℃に20日間おいたものとする。

(削る)

百日せきジフテリア混合ワクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の百日せきジフテリア混合ワクチンの条の3.3 (3.3.1.3.3.3.3.3.6及び3.3.12を除く。)に規定する試験法によるものとする。

(削る)

百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (中間段階)
生物学的製剤基準のジフテリアトキソイドの条の3.1.3 (3.1.3.1を除く。)及び破傷風トキソイドの条の3.1.3に規定する試験法によるものとする。ただし、試料は、最終バルクと同濃度となるようにして37℃に20日間おいたものとする。

(削る)

百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの条の3.3 (3.3.1.3.3.3.3.6及び3.3.13を除く。)に規定する試験法によるものとする。

(略)

沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (最終段階)

生物学的製剤基準の沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの条の3.2.6.3.2.8.3.2.9.3.2.10及び3.2.11に規定する試験法によるものとする。

(略)

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (セービン株) 混合ワクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (セービン株) 混合ワクチンの条の3.3.5.3.3.7.3.3.8.3.3.9及び3.3.10に規定する試験法によるものとする。

(略)

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (ソークワクチン) 混合ワクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (ソークワクチン) 混合ワクチンの条の3.3.5.3.3.7.3.3.8.3.3.9及び3.3.10に規定する試験法によるものとする。

(略)

乾燥弱毒生風しんワクチン (中間段階)
生物学的製剤基準の乾燥弱毒生風しんワクチンの条の3.5.4及び3.5.5に規定する試験法によるものとする。

(削る)

乾燥弱毒生風しんワクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の乾燥弱毒生風しんワクチンの条の3.7.1及び3.7.3に規定する試験法によるものとする。

(削る)

沈降ヘモフィルスb型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)
生物学的製剤基準の沈降ヘモフィルスb型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)の条の3.3.3.3.3.4.3.3.5及び3.3.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

(削る)

沈降ヘモフィルスb型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)
生物学的製剤基準の沈降ヘモフィルスb型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)の条の3.3.3.3.3.4.3.3.5及び3.3.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

乾燥ポツリヌスウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥ポツリヌスウマ抗毒素の条の3.2.1、3.2.3、3.2.5及び3.2.6に規定する試験法によるものとする。
(削る)

(削る)

(略)

乾燥弱毒生麻しんワクチン (中間段階)
生物学的製剤基準の乾燥弱毒生麻しんワクチンの条の3.5.4に規定する試験法によるものとする。

乾燥弱毒生麻しんワクチン (最終段階)

生物学的製剤基準の乾燥弱毒生麻しんワクチンの条の3.7.1及び3.7.3に規定する試験法によるものとする。
(削る)

(削る)

(略)

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの条の3.7.1及び3.7.3に規定する試験法によるものとする。
乾燥まむしウマ抗毒素

生物学的製剤基準の乾燥まむしウマ抗毒素の条の3.2.1、3.2.3、3.2.5及び3.2.6に規定する試験法によるものとする。

(削る)

(削る)

(略)

乾燥人ファイブリノゲン
生物学的製剤基準の乾燥人ファイブリノゲンの条の3.4に規定する試験法によるものとする。

(略)

乾燥ポツリヌスウマ抗毒素 (乾燥ポツリヌス抗毒素)

生物学的製剤基準の乾燥ポツリヌスウマ抗毒素 (乾燥ポツリヌス抗毒素) の条の3.2.1、3.2.3、3.2.5及び3.2.6に規定する試験法によるものとする。

経口生ポリオワクチン (中間段階)

生物学的製剤基準の経口生ポリオワクチンの条の3.1 (3.1.1、3.1.2及び3.1.6を除く)、3.2.2 (3.2.2.1を除く) 及び3.3 (3.3.1を除く) に規定する試験法によるものとする。ただし、3.1に規定する試験においては原液を試料とする。

経口生ポリオワクチン (最終段階)

生物学的製剤基準の経口生ポリオワクチンの条の3.5.2に規定する試験法によるものとする。

(略)

乾燥弱毒生麻しんワクチン (中間段階)
生物学的製剤基準の乾燥弱毒生麻しんワクチンの条の3.3 (3.3.1、3.3.2及び3.3.3を除く) に規定する試験法によるものとする。

乾燥弱毒生麻しんワクチン (最終段階)

生物学的製剤基準の乾燥弱毒生麻しんワクチンの条の3.5.1及び3.5.3に規定する試験法によるものとする。

乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン (中間段階)

乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの各中間段階の検定基準を準用する。

乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン (最終段階)

生物学的製剤基準の乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチンの条の3.5.1及び3.5.3に規定する試験法によるものとする。

(略)

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの条の3.5.1及び3.5.3に規定する試験法によるものとする。

乾燥まむしウマ抗毒素 (乾燥まむし抗毒素)

生物学的製剤基準の乾燥まむしウマ抗毒素 (乾燥まむし抗毒素) の条の3.2.1、3.2.3、3.2.5及び3.2.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

ワイル病秋やみ混合ワクチン

生物学的製剤基準のワイル病秋やみ混合ワクチンの条の3.2 (3.2.1、3.2.3、3.2.5及び3.2.10を除く) に規定する試験法によるものとする。

(略)

乾燥人ファイブリノゲン

生物学的製剤基準の乾燥人ファイブリノゲンの条の3.4及び3.5に規定する試験法によるものとする。

(略)

アルキル化人免疫グロブリン
生物学的製剤基準のアルキル化人免疫グロブリンの条の3.3、3.7及び3.8に規定する試験法によるものとする。
 (略)

乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン
生物学的製剤基準の乾燥プラスミン処理人免疫グロブリンの条の3.5、3.8及び3.9に規定する試験法によるものとする。
 (略)

乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
生物学的製剤基準の乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリンの条の3.4、3.9及び3.10に規定する試験法によるものとする。
 (略)

乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
生物学的製剤基準の乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリンの条の3.4、3.9及び3.10に規定する試験法によるものとする。
 (略)

(削る)
 (略)
 (削る)
 (削る)
 (削る)
 (削る)
 (削る)
 (削る)